

平成29年度 第90回 全国安全週間

【期 間:平成29年7月1日～ 7日】
準備期間 :平成29年6月1日～30日

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で90回目を迎えます。

スローガン

「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」

安全で安心な職場づくりを目指し、それぞれの事業場では、労使が協調して、様々な取組の積み重ねにより、労働災害が長期的に減少していることはご存じのとおりです。

しかしながら、昨年の長崎県内における労働災害は、死亡災害が一昨年と同数の13人となっており、発生頻度が高い状況が続いています。

休業4日以上の死傷災害は1,459人で、一昨年に比べ76人(5.5%)の大幅な増加となっており、第12次労働災害防止計画の目標達成には、更なる災害防止対策の徹底が必要です。

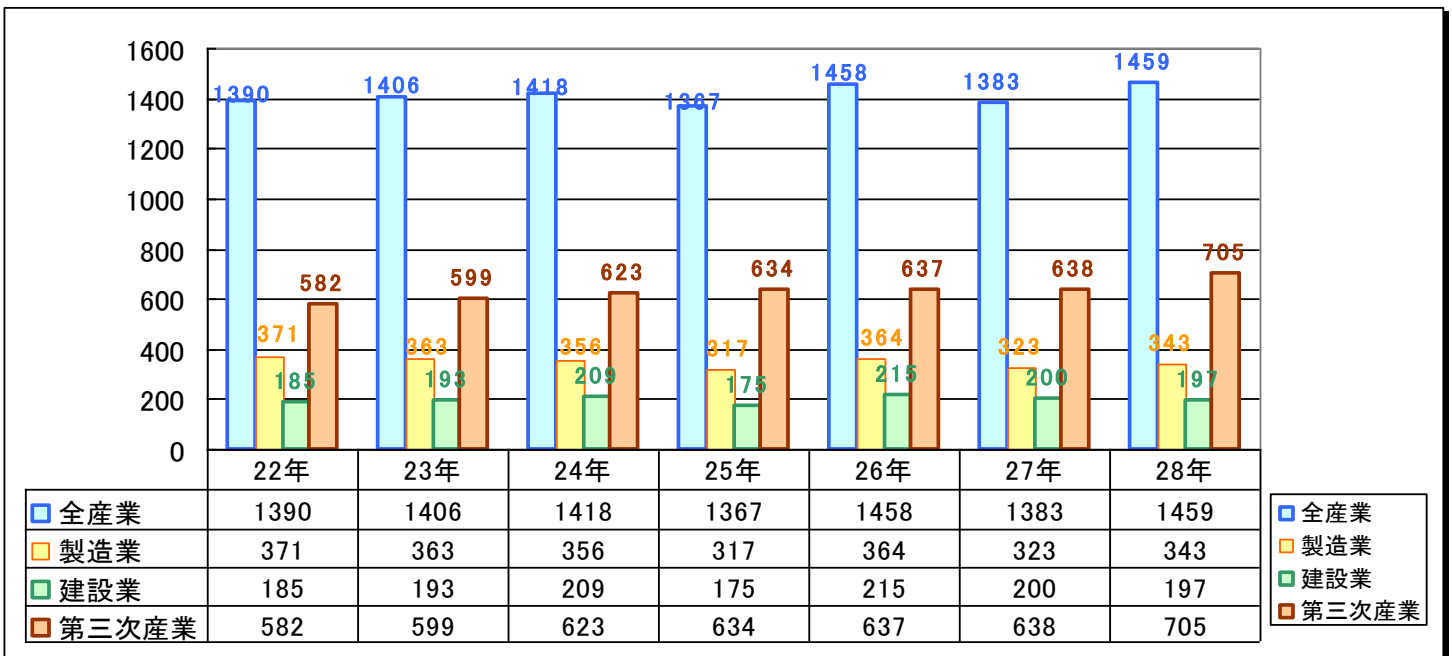
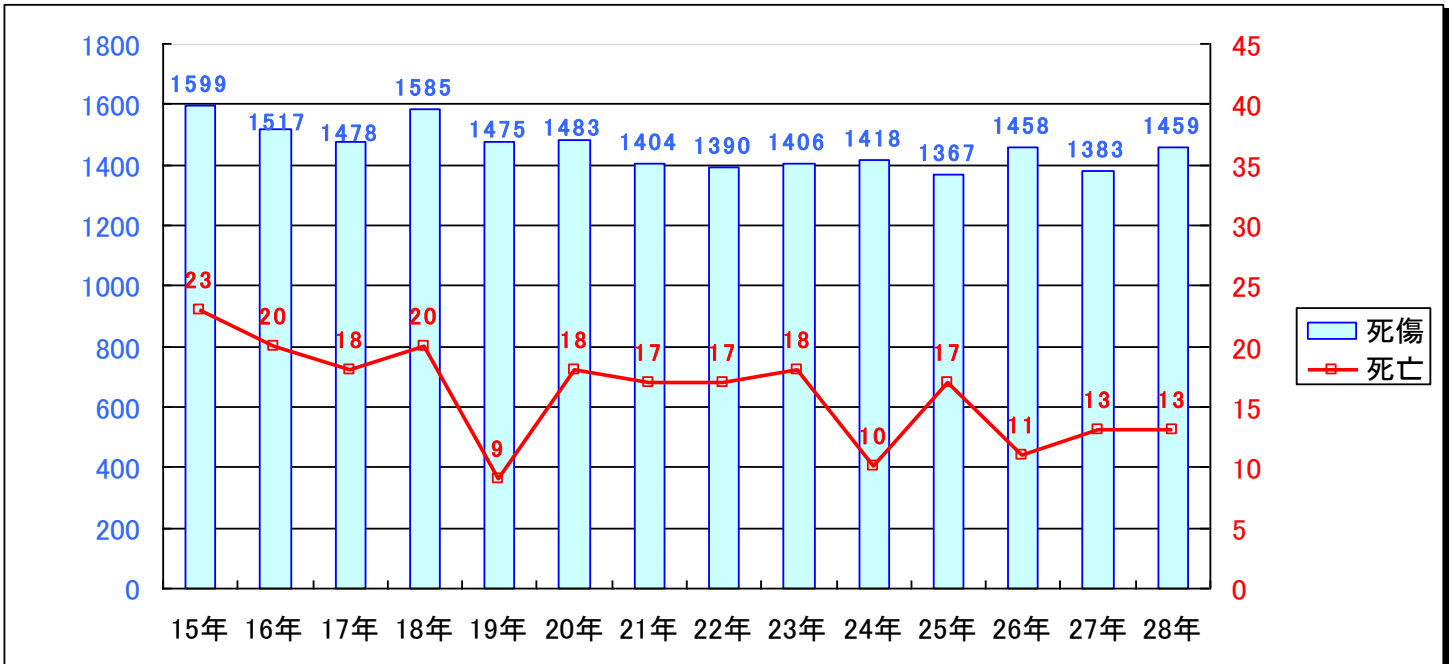
これ以上、労働災害を起こさない、起こさせないためにも「安全第一」の信念並びに「全国安全週間のスローガン」のもと、全社的な安全管理を進め、労働者一人一人の安全意識の高揚を、安全で安心な職場づくりを達成していただきますようお願いいたします。

平成29年度長崎労働局安全週間実施要綱

○安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

長崎県における労働災害の推移



○継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (イ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (ウ) 年間を通じた安全衛生計画の策定及び安全衛生規程の整備

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売店、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 安全パトロール、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積み卸しに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

ウ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等による挟まれ・巻き込まれ等の防止対策の実施
- (イ) 作業停止等の権限を安全担当者に付与するなど、積極的な安全管理の実施
- (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

エ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- b 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- c 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- d 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(イ) 熊本地震等に伴う復旧工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適切な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく安全な工事の実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者、近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

(ウ) 建設現場における高齢労働者の災害防止対策に関する検討

- a 転倒防止のためのバリアフリー化を始め、法・規則を上回る安全設備の設置等について検討を実施

オ 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の徹底

(イ) 車両系木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

(イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

イ 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

(イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

(エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実

(イ) 非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

(ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

エ 熱中症予防対策

(ア) WBGT値(暑さ指数)による適正な作業環境管理、作業管理の実施

(イ) 計画的な熱への順化期間(暑熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定

(ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取

(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を踏まえた健康管理

(オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施

STOP!
転倒災害プロジェクト



熱中症予防情報



SDS情報検索



アクションZERO
特設サイト



ネットで
チェック!



平成 29 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 90 回目を迎える。

この間、事業場では労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により、労働災害は長期的には減少していますが、近年は増減を繰り返しており、一部の業種では増加も認められる。

建設業等の労働力不足に伴う高齢労働者や転職者の増加や、大企業の分社化等に伴う管理責任の分散化などにより労働災害の増加も懸念される。

第三次産業等においては、安全意識が十分とは言い難く、また多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者が配置されていないなど、安全活動が低調であることから、労働災害が増加する傾向にあり、労・使一体となった安全管理の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成 29 年度全国安全週間は、

組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化

をスローガンとして展開する。

全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図る。

2 期 間

平成 29 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成 29 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

長崎労働局、各労働基準監督署

4 実 施 者

各事業場

5 主 唱 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 各労働災害防止団体及び事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

6 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (イ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (ウ) 年間を通じた安全衛生計画の策定及び安全衛生規程の整備

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売店、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 安全パトロール、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積み卸しに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

ウ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等による挟まれ・巻き込まれ等の防止対策の実施
- (イ) 作業停止等の権限を安全担当者に付与するなど、積極的な安全管理の実施
- (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

エ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
 - a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - b 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
 - c 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - d 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (イ) 熊本地震等に伴う復旧工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適切な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく安全な工事の実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者、近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- (ウ) 建設現場における高齢労働者の災害防止対策に関する検討
 - a 転倒防止のためのバリヤフリー化を始め、法・規則を上回る安全設備の設置等について検討を実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の徹底
- (イ) 車両系木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

イ 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

(イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

(エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実

(イ) 非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

(ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

エ 熱中症予防対策

(ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施

(イ) 計画的な熱への順化期間（暑熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

(ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取

(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理

(オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施

平成 29 年度 全国安全週間 各労働基準監督署管内説明会日程

管轄署	日 時	対象	説明会会場
長崎署	5月26日(金) 13:30～	長崎地区 (建設業)	名称：長崎県建設総合会館（8階） 住所：長崎市魚の町 3-33
	5月30日(火) 13:30～	西海地区 (建設業)	名称：西海市大瀬戸コミュニティセンター（3階） 住所：西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222
	6月7日(水) 14:30～	長崎地区 (全業種)	名称：長崎県漁協会館 住所：長崎市五島町 2-27
	6月15日(木) 10:30～	上五島地区 (全業種)	名称：上五島建設会館 住所：南松浦郡新上五島町青方郷 2338-3
	6月14日(水) 13:30～	下五島地区 (全業種)	名称：五島建設会館 住所：五島市大荒町 3 4 3
佐世保署	6月9日(金) 13:30～	佐世保地区 (全業種)	名称：佐世保市労働福祉センター 住所：佐世保市稲荷町 2-28
江迎署	6月6日(火) 13:30～	江迎地区 (全業種)	名称：江迎地区文化会館 住所：佐世保市江迎町田ノ元 265-1
島原署	6月15日(木) 13:30～	島原地区 (全業種)	名称：島原文化会館 住所：島原市城内 1-1172-2
諫早署	6月14日(水) 13:30～	県央地区 (全業種)	名称：大村市コミュニティセンター 住所：大村市幸町 2 5 - 3 3
対馬署	6月6日(火) 13:30～	対馬地区 (全業種)	名称：対馬市交流センター 3階大会議室 住所：対馬市巖原町今屋敷 661 番地
	6月8日(木) 13:30～	壱岐地区 (全業種)	名称：壱岐文化ホール 住所：壱岐市郷ノ浦町本村触 445 番地